

報告事項工

タクシーチケットの管理及び利用基準について

タクシーチケットの管理及び利用基準についてについて、別紙のとおり報告します。

平成22年10月29日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

タクシーチケットの管理及び利用基準について

教育総務課

知事部局職員によるタクシーチケットの私的使用の事案を踏まえ、適正使用に向けた取組を推進するため、県教育委員会全所属においてチケットの利用実態を点検しました。

また、公務遂行上必要な場合において、タクシーを有効かつ適正に利用するため、タクシーを利用する際の基準を定めました。

1 タクシーチケットの利用に係る全庁点検の結果

(1) 点検結果

点検の結果、使用目的に疑義のあるものは存在しなかった。

項 目	本庁・地方機関 (全20所属)	県立学校 (全31所属)
タクシーチケットを保有している	14所属	28所属
対象期間中チケットを利用した	10所属	27所属
使用目的に疑義があるものが存在した	0所属	0所属

(2) 点検方法

各所属長がタクシー利用簿の内容を確認し、私的使用などの不正使用の有無を点検

(3) 点検対象

平成21年度から平成22年度(点検時)の期間中におけるタクシーチケット利用

2 タクシーを利用する際の基準(概要)

知事部局の利用基準に準じて、次のとおり制定した。

(1) 基本的な考え方

タクシーの利用は、公務遂行上の必要が認められ、かつ、鉄道、バスなどの公共交通機関及び公用車の利用が困難又は合理的でない場合に行うものとする。

(2) タクシーの利用が認められる場合の具体的な例

- ア 出張(近隣で開催される会議への出席等を含む)の際に、迅速性、効率性、経済性、安全性の面で合理的な移動手段として選択される場合
- イ 来客等を送迎又は案内する場合(来客等に同行しない場合を含む)
- ウ 公的行事として開催される情報交換、懇談会などで、夜間に及んで開催されるものに出席した後における移動、帰庁又は帰宅の場合
- エ 災害その他の危機管理等、緊急の用務で登庁する場合
- オ 早朝からの勤務のための登庁や深夜に及ぶ勤務後の帰宅の際に、他に利用できる移動手段がない又は著しく合理的でない場合(公共交通機関を利用して通勤している職員が当該公共交通機関の運行時間外に登庁又は帰宅する場合)

(参考)「タクシーを利用する際の基準」(全文)…… 別紙

タクシーを利用する際の基準について

教育総務課

公務遂行上必要な場合において、タクシーを有効かつ適正に利用するため、タクシーを利用する際の基準を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

タクシーの利用は、公務遂行上の必要が認められ、かつ、鉄道、バスなどの公共交通機関及び公用車の利用が困難又は合理的でない場合に行うものとする。

(公務遂行上必要な移動及び旅行においては、可能な限り公共交通機関を利用することが原則。)

別紙：(* 1) 公共交通機関の利用が困難又は合理的でない場合

(* 2) 公用車の利用が困難又は合理的でない場合

2 タクシーの利用が認められる場合の具体的な例

< 全所属共通の例 >

出張（近隣で開催される会議への出席等を含む）の際に、迅速性、効率性、経済性又は安全性の面で合理的な移動手段として選択される場合

講演会の講師など来客等を送迎又は案内する場合（来客等に同行しない場合を含む）

公的行事として開催される情報交換、懇談会などで、夜間に及んで開催されるものに出席した後における移動、帰庁又は帰宅の場合

帰宅の場合は、他に利用できる移動手段がない又は著しく合理的でない場合に限る。

災害その他の危機管理等、緊急の用務で登庁する場合

早朝からの勤務のための登庁や深夜に及ぶ勤務後の帰宅の際に、他に利用できる移動手段がない又は著しく合理的でない場合（公共交通機関を利用して通勤している職員が当該公共交通機関の運行時間外に登庁又は帰宅する場合）

災害その他の危機管理等やむを得ない場合を除き、通常の勤務に利用する公共交通機関の利用が困難となるような時間帯に時間外勤務を命じないことが基本である。

< 学校固有の例 >

生徒の急病等により、医療機関を往復する場合

学校行事等において、障がいのある者（児童、生徒）が校外へ移動する場合 など

別 紙

(* 1)公共交通機関の利用が困難又は合理的でない場合（次のいずれかに該当する場合）

<p>公共交通機関が利用できない場合 (例) ・目的地までの公共交通機関がない</p> <p>公共交通機関の利用が困難な場合 (例) ・公共交通機関の運行回数が少なく、利用が困難 ・出発地又は目的地が最寄りの駅又は停留所から離れている（概ね 2km 以上） ・限られた時間内に複数の用務地への移動が必要で、公共交通機関では対応できない ・運搬する荷物が多く、公共交通機関では運べない</p> <p>迅速性、効率性、経済性又は安全性の面で、公共交通機関の利用が合理的でない場合 (例) ・緊急を要する又は用務に間に合わない（迅速性を欠く） ・公共交通機関の乗継ぎや待ち合わせに長時間を要する（効率性を欠く） ・複数人が同じ行程で移動する（経済性を欠く）</p>

(* 2)公用車の利用が困難又は合理的でない場合（次のいずれかに該当する場合）

<p>公用車が利用できない又は困難な場合 (例) ・必要な時期に利用できる公用車がない ・用途に応じた公用車がない（来客等の送迎に適さない、荷物が載らないなど） ・目的地に公用車を駐車又は待機させるスペースがない</p> <p>効率性等の面で、公用車の利用が合理的でない場合 (例) ・移動行程全体の中で、目的地などでの公用車の待機時間が長時間となる ・早朝又は深夜における移動などで、公用車を利用すると著しく効率性を欠く ・土日、休日における短時間の移動などで、公用車を利用すると著しく効率性を欠く</p>
--